



「高齢受給者証」を 更新します

● 保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

70歳以上75歳未満の方（老人保健の受給者証を交付している方は除く）に交付している「国民健康保険高齢受給者証（ピンク色）」の有効期限は7月31日となっています。

このため、8月から新たに有効となる高齢受給者証（灰色）を7月末に郵送で交付しますので、医療機関などで受診する際には、この高齢受給者証を必ず受付窓口に提示してください。

なお、現在お持ちの高齢受給者証は8月になってから破棄してください。

また、7月2日～8月1日の間に誕生日を迎え、70歳になる方にも高齢受給者証を送付します。

【有効期限を ご確認ください】

「高齢受給者証」の有効期限は、通常、翌年7月末までの1年間ですが、平成20年4月から高齢者の医療制度が大きく変わるため、今回の更新では有効期限を3月31日までとし、3月末に改めて交付します。

【今回更新の高齢受給者証の有効期限】

対 象	有 効 期 限
平成19年10月から 平成20年3月1日の間に 75歳になる方	誕生月の月末まで (誕生日が月の初日の方は 誕生日の前日まで)
上記以外の方	平成20年3月31日まで

また、平成19年10月～平成20年3月1日の間に75歳になる方は、75歳になった日の翌月（誕生日が月の初日の方はその月）から老人保健の該当となり、「老人保健の医療受給者証（白色）」を交付します。該当する方は、今回更新する「高齢受給者証」の有効期限を「誕生月の月末」までとしています。

（参考）平成20年4月から予定されている制度改正

①後期高齢者医療制度が創設されます。

- ・ 75歳以上の方（老人保健の受給者証を交付している方）は現在の健康保険（国保や社会保険など）の資格を喪失し、新たに後期高齢者医療制度の被保険者になります。
- ・ 4月以降に75歳になる方は、75歳になった誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者になります。

②退職者医療制度が廃止されます。

- ・ 65歳以上の退職被保険者は一般被保険者となります。（経過措置で65歳未満の退職被保険者は引き続き退職被保険者となります。）

③70歳から75歳未満の方の医療費自己負担が変更されます。

- ・ 70歳から75歳未満の方（老人保健の受給者証を交付している方は除く）で、医療費の自己負担割合が1割の方は2割に変更されます。自己負担限度額も見直されます。

※ 制度改正の詳しい内容は、今後広報などでお知らせします。

